岡山大学グローバル人材育成院（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）における
テニュア・トラック制に関する内規

［平成２８年７月２９日
学長裁定］

改正　平成２９年　８月　１日
改正　令和　４年１２月１２日

（趣旨）

第１条　この内規は，国立大学法人岡山大学のテニュア・トラック制に関する規則（平成２２年岡大規則第２４号）第８条の規定に基づき，岡山大学グローバル人材育成院（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）（以下「ディスカバリー」という。）におけるテニュア・トラック制に関し，必要な事項を定めるものとする。

（テニュア・トラック教員の採用）

第２条　ディスカバリーに教員を新たに採用（他部局からの昇任及び配置換えを含む。）するときは，原則としてテニュア・トラック制により採用する。ただし，学長がテニュア・トラック制によらない採用が必要と判断したときは，この限りでない。

２　前項の規定によりテニュア・トラック制により採用する教員（以下「テニュア・トラック教員」という。）は，教授，准教授，講師及び助教とする。

（募集方法）

第３条　テニュア・トラック教員の採用に当たっては，原則として公募を行うものとする。

（同意）

第４条　規則第６条第１項の規定に基づきテニュア・トラック教員として採用される者から同意を得る場合は，就任同意書（別紙様式第１号）によるものとする。

（テニュア・トラック期間）

第５条　テニュア・トラック期間は，５年とする。

２　前項の規定にかかわらず，テニュア・トラック教員の教育研究活動の進捗状況等により，テニュア・トラック期間を短縮することが適当と認められる場合は，テニュア・トラック期間を短縮することができる。

３　テニュア・トラック期間中に昇任する場合であっても，当該テニュア・トラック期間は継続するものとする。なお，教授に昇任する場合にあっては，この限りでない。

４　本学他部局のテニュア・トラック教員が，当該テニュア・トラック期間中にディスカバリーに異動する場合は，グローバル人材育成院長が適当と認める場合に限り，当該部局において勤務したテニュア・トラック期間を第１項の期間に算入することができる。

（中間評価）

第６条　テニュア・トラック教員の教育研究活動の進捗状況等を評価するため，中間評価を行い，今後の展開について指導及び助言を行うものとする。

２　テニュア・トラック教員は，採用日から３年目が終了する日までに，中間評価申請書（別紙様式第２号）及び研究業績等をグローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会委員長（以下「運営委員長」という。）に提出し，中間評価実施の申請を行うもの

とする。
3　テニュア・トラック期間中の者がディスカバリーに異動してきた場合又は他の有期雇用契約から移行する場合は，当該者が本学においてテニュア・トラック制又は他の有期雇用契約で既に勤務した期間を前項の期間に含めて３年目が終了する日までに，中間評価を実施することを原則とする。
4　運営委員長は，前項の申請を受け，速やかにテニュア・トラック教員中間評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
5　評価委員会は，書面審査，面接審査及びプレゼンテーション等により中間評価を行い，終了後，速やかに，当該中間評価の結果をテニュア・トラック教員に説明するものとする。

（テニュア審査）

第７条　テニュア審査は，テニュア・トラック期間が満了する６月前までに行うものとし，結果は，速やかに当該テニュア・トラック教員に通知する。
2　中間評価において，既にテニュア審査基準を満たしていると認められた者については，速やかにテニュア審査を行う。
3　中間評価において，テニュア審査の実施時期を繰り上げることが適当と認められた者（前項に該当する者を除く。）については，テニュア・トラック期間の４年目が終了する日の６月前までにテニュア審査を行うことができる。

（テニュア審査の手続）

第８条　テニュア審査を希望する教員（以下「テニュア申請教員」という。）は，テニュア・トラック期間が満了する９月前までに，テニュア審査申請書（別紙様式第３号）に研究業績等の書類を添えて，運営委員長に提出するものとする。
2　運営委員長は，前項の申請があった場合は，速やかにテニュア・トラック教員テニュア審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し，書面審査，面接審査及びプレゼンテーション等によりテニュア申請教員のテニュア審査を行う。
3　審査委員会が必要と認めた場合は，テニュア申請教員の関連専門領域の教授等に諮問し，又は当該テニュア申請教員から説明を求めることができる。
4　グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）は，第２項の審査結果に基づき，審議を行い，その結果を，学長に報告する。
5　学長は，前項に定める運営委員会の報告を聴いて，テニュア付与の可否を決定し，運営委員長に結果を報告し，運営委員長は，同項の結果を，遅滞なくテニュア審査結果通知書（別紙様式第４号）により，当該テニュア申請教員に通知する。
6　前項の通知は，テニュア審査申請書を受理した日から３月以内に行うものとする。

（委員会）

第９条　評価委員会及び審査委員会（以下本条において「委員会」と総称する。）は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし，当該委員が，中間評価を申請したテニュア・トラック教員又はテニュア申請教員である場合は，審査に加わることはできない。

一　運営委員長

二　グローバル人材育成院長

三　グローバル・ディスカバリー・プログラムディレクター
四　その他運営委員長が必要と認めた者

２　委員会に委員長を置き，前項第２号の委員をもって充てる。

３　委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

４　委員会は，委員の４分の３以上の出席をもって成立し，議事は，出席者の３分の２以上をもって決する。

（審査項目及び審査基準）

第１０条　テニュア審査の審査項目は別表第１のとおりとし，審査基準は別表第２のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか，審査項目及び審査基準の詳細については，別に定めることができる。

（テニュアの再審査）

第１１条　テニュア審査の結果を不服とするテニュア申請教員は，テニュア審査結果通知書を受理した日の翌日から３０日以内に，テニュア再審査申請書（別紙様式第５号）を運営委員長に提出することができる。

２　運営委員長は，前項の申請を受け，テニュア再審査委員会を設置し，テニュアの再審査を行う。

３　テニュア再審査委員会に関し，必要な事項は別に定める。

４　テニュアの再審査の手続は第８条に準じて行う。ただし，再審査の結果は，テニュア再審査結果通知書（別紙様式第６号）により，テニュア・トラック期間の満了の日の２月前までに当該テニュア申請教員に通知する。

５　テニュアの再々審査は，行わないものとする。

（審査の結果）

第１２条　学長からテニュアを付与されたテニュア・トラック教員は，テニュア・トラック期間の満了の日の翌日から，任期の定めのない教員となるものとする。

２　学長がテニュア付与を不可と決定したテニュア・トラック教員及びテニュア審査を希望しなかったテニュア・トラック教員は，テニュア・トラック期間の満了の日をもって退職するものとする。

（雑則）

第１３条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この内規は，平成２８年８月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和５年１月１日から施行する。

別表第１（第９条関係）

審　査　項　目

（１）グローバル・ディスカバリー・プログラム業務業績
（２）教育業績
（３）研究業績
（４）社会貢献
（５）その他

別表第２（第９条関係）

テニュア審査基準

テニュア審査は，テニュア・トラック期間における業績等について，以下の観点で総合的に判断し，審査する。

１　グローバル・ディスカバリー・プログラム業務実績
　一　担当業務に関する実績
　　ア　教育カリキュラム策定に関する実績
　　イ　教育課程・教育方法の検証・改善，開発及び企画に関する実績
　　ウ　国内外でのプログラムの広報活動及び高大連携事業に関する実績
　　エ　インターンシップ，フィールドワークなど実践科目の企画・実施に関する実績
　二　委員会等業務に関する実績
　三　入試業務に関する実績
　四　その他，グローバル・ディスカバリー・プログラムの管理・運営業務に関する実績

２　教育業績
　一　先進的な授業担当に関する実績
　二　学生による授業評価

３　研究業績
　一　学会活動に関する実績
　二　著書・論文等に関する実績
　三　外部資金獲得に関する実績
　四　表彰・受賞における実績

４　社会貢献
　一　国際貢献活動に関する実績
　二　地域貢献活動に関する実績

別紙様式第１号（第４条関係）

就　任　同　意　書

年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　　殿

（氏名）　　　　　　　　　　　印

私は，国立大学法人岡山大学のテニュア・トラック制に関する規則及び岡山大学グローバル人材育成院（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）におけるテニュア・トラック制に関する内規に基づき，下記により採用されることに同意します。

また，テニュア審査に不合格となった場合は，任期満了日をもって退職することについても同意します。

記

所属：グローバル人材育成院（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）
職名：
テニュア・トラック期間：　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

別紙様式第２号（第６条関係）

中　間　評　価　申　請　書

年　　月　　日

グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会委員長　　殿

所属・職名：
氏　　　名：

別紙のとおり研究業績等を提出し，中間評価の実施を申請しますので，実施方よろしくお取り計らい願います。

別紙様式第３号（第８条関係）

テ　ニ　ュ　ア　審　査　申　請　書

年　　月　　日

学　　　　長　　　　　　殿

所属・職名：

氏　　　名：

年　　月　　日付けで任期満了になるに当たり，別紙のとおり研究業績等を提出し，テニュア審査を申請しますので，手続方よろしくお取り計らい願います。

別紙様式第４号（第８条関係）

○○○　第　　　　号
年　　月　　日

グローバル人材育成院
（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）
殿

グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会委員長
○　○　○　○

テ ニ ュ ア 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日付けで提出のありました貴殿のテニュア審査については，下記のとおり通知します。なお，この決定に不服がある場合には，この通知書を受理した日の翌日から３０日以内に，岡山大学長に対して再審査の請求をすることができます。

記

テニュア審査結果

□可

□不可

以　上

別紙様式第５号（第１１条）

年　　月　　日

学　　長　　　　　　　　　　殿

所属・職名：
氏　　　名：

テ ニ ュ ア 再 審 査 申 請 書

年　　月　　日付け〇〇第〇〇号のテニュア審査結果通知書により，テニュア付与不可の通知を受け取りましたが，再審査を希望しますので，手続方よろしくお取り計らい願います。

別紙様式第６号（第１１条関係）

〇〇〇　第　　　　号
年　　月　　日

グローバル人材育成院
（グローバル・ディスカバリー・プログラム担当）
殿

グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会委員長
〇　〇　〇　〇

テ ニ ュ ア 再 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日付けで請求のありました貴殿のテニュア再審査については，下記のとおり決定しましたので，通知します。

記

テニュア再審査結果

□可

□不可

以　上